

用語集

用語		内容
あ行	新たな公会計制度	現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組のこと。
	一般会計	地方公共団体の会計で、行政運営の基本的な経費が計上される会計のこと。 特定の事業を行う特別会計以外の会計のこと。
	インフラ系公共施設	社会基盤となる公共施設を指し、主に道路・橋りょう・下水道施設・公園などのこと。
	インフラ長寿命化基本計画	老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 (2013) 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において同年 11 月に定められた計画のこと。策定後は、基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。
	維持管理コスト	施設や設備の管理、点検・調査、補修、光熱水費など、施設の日常的な維持管理に要する直接的な費用のこと。
	ICT	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのことをいう。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
か行	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、支出が義務付けられ任意に節減が難しい経費のこと。職員給与と費等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費から構成される。
	行政財産	行政目的のために直接供されるもの。公用財産（庁舎や倉庫など地方公共団体が直接使用する財産）及び公共用財産（学校、図書館、集会施設など、市民等が利用する財産）が該当する。
	公営企業会計	地方公共団体の会計で、特別会計のうち地方公営企業法を適用している会計のこと。病院事業と公共下水道事業が対象となる。
	公債費	公共施設やインフラ施設のような社会資本の整備等のために借り入れた公債（借入金）を返済するための元金や利子のこと。予算の中では義務的な経費であり、返済は後年度の財政負担とされる。
	更新	施設の建替えや取り替え、または施設設備・部品の交換のこと。
	公共施設等	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が管理する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（病院、公共下水道）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場等）等も含む包括的な概念のこと。
	個別施設計画	公共施設等総合管理計画に基づき、建築物系公共施設やインフラ系公共施設の類型や施設ごとの具体的な対応方針を定める計画。計画に記載すべき事項として、①対象施設、②計画期間、③維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、④点検・診断によって得られた個別施設の状態など、⑤対策の内容と実施時期、⑥計画期間内に要する対策費用の概算などの 6 項目が挙げられる。
	公共施設マネジメント	地方公共団体が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。

用語		内容
さ行	再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。重要な低炭素の国産エネルギー源とされている。
	事後保全	公共施設等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じた後に、部位あるいは設備機器を修繕あるいは交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法のこと。
	指定管理者制度	民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業等による公共施設の管理運営を可能にした制度のこと。
	新エネルギー	太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス熱利用、地熱発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化問題やエネルギー問題の解決のために特に普及が求められているものを指す。
	自主財源	市が国や県から支出されるのではなく、自らの機能に基づいて自主的に収入できる財源のこと。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入等が該当する。
	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費として充当するため、その事業によって利益を受けるものが経費の一部を負担する考え方のこと。
	Z E B	「Net Zero Energy Building」の略で、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物のこと。
た行	耐震化	強い地震でも建物が倒壊、破損しないように補強すること。また、そのような構造に造り替えること。
	耐震基準	建築基準法に基づき、建物が地震に耐えるように定められた基準のこと。 現行の基準（新耐震基準）は1981年（昭和56年）6月1日以降に建築確認が行われた建築物に適用されており、大規模地震（震度6強から7程度）に対して、構造体に損傷が生じても倒壊することなく、人命に被害が出ないようにすることを基本に設計されている。
	大規模改修	劣化した施設全体の性能及び機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること。
	脱炭素化（カーボンニュートラル）	温室効果ガス（CO2、メタン、一酸化二窒素、フロンガスを含む）の排出量と吸収量を均衡させること。国は、2020年（令和2年）10月に2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。
	適正配置	施設のあり方を見直し、集約や複合化、多機能化などを行い、中・長期的視点から建築物系公共施設の適正な配置と効率的な管理・運営を実現すること。
	投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、建設工事など将来に残るものに支出される経費のこと。普通建設事業費、災害復旧事業費などが該当する。
	な行	ネーミングライツ
は行	バリアフリー	障がいのある人や高齢者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去すること。
	扶助費	社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等への支援に要する経費のこと。

用語		内容
は行	普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、学校などの工事や用地取得に要する、投資的経費を構成する歳出のこと。
	普通財産	行政財産を除いた公有財産を指す。行政財産が行政目的のために直接供されるものであるのに対し、普通財産は間接的に行政執行に寄与するものであり、貸付による収益を地方公共団体の財源に充てるなど、主として「経済的な価値の発揮」を目的とする。
	平準化	各年度で施設の更新費用や事業費にバラつきが多いものを、ある一定の基準又は、平均値に近づけること。
	法定定期点検	建築基準法、消防法等によって義務付けられた点検のこと。
	PDCA サイクル	管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。
	PFI	「Private Finance Initiative」の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。
	PPP	「Public Private Partnership」の略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。
ま行	民営化	これまで地方公共団体が公的に行ってきた事業を民間経営に移管すること。
	民間活力	民間企業のもつ効率的な事業運営能力や豊富な資金力のこと。民間活力の導入の具体的手法については、民間委託、指定管理者制度、民営化、PFIなどが挙げられる。
	目標耐用年数	施設を適切に維持管理し、安全に利用できる期間としての目標となる耐用年数のこと。
や行	予防保全	公共施設等の部位あるいは設備機器に不具合・故障が生じる前に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法のこと。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
ら行	ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計費、建設費等の初期費用（イニシャルコスト）から、光熱水費や維持補修費等の維持管理費（ランニングコスト）、解体処分費用までの建物の生涯に必要な総費用のこと。

附属資料

「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

— ご協力ありがとうございました。 —

1 募集期間 令和4年2月2日（水）～ 令和4年3月4日（金）

2 意見の件数 15 件

3 意見提出者数 3 人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	1人	人	人	人	人	2人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	本市の現況と将来見通しに関する意見	3件
2	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に関する意見	4件
3	施設類型の管理に関する基本的な方針に関する意見	2件
4	計画全体に関する意見	1件
5	市民参加全般に関する意見	3件
	その他の意見	2件
	合計	15件

※「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）」の項目番号

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 財務部 資産経営課 資産経営担当
0467-82-1111（内線 2571）
e-mail:shisankeiei@city.chigasaki.kanagawa.jp

「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）」 パブリックコメントの実施結果（新旧対照表）

◆修正部分の対照表

修正後
「用語集」を追加しました。

茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

発行 茅ヶ崎市
編集 財務部 資産経営課

〒253-8686
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
電話 0467-82-1111
FAX 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

ホームページ
QRコード

